

広報お知らせ号

2010年(平成22年)
2月15日発行

〒038-3803
藤崎町大字西豊田一丁目1
藤崎町企画課企画係
☎75-3111(内線2224)

火葬業務停止のお知らせ

藤崎町斎場の改修工事を実施するため、火葬業務を停止いたします。

火葬業務停止期間

平成22年2月24日から平成22年3月23日まで

火葬停止期間中は、下記の近隣市町村に依頼することになります。

ご不便をおかけしますが、ご協力くださるようお願いいたします。

なお、火葬業務の手続きにつきましては、次のとおりとなります。

①火葬の予約は下記の表の中から、ご利用される各市役所および役場または斎場(弘前市の場合)へ直接電話で火葬の予約をお願いします。

②死亡届出および埋火葬許可証の手続きは、いままでどおり住民課住民係または常盤支所で行います。

	青森市	弘前市	黒石市	平川市	板柳町
連絡先 および 電話番号	青森市浪岡事務所 市民課 ☎62-1111(代表)	弘前市斎場 ☎32-0643	黒石市役所 市民課 ☎52-2111(代表)	平川市役所 市民課 ☎44-3001(代表)	板柳町役場 町民環境課 ☎73-2111(代表)
斎場名称 および住所	青森市浪岡斎園 青森市浪岡大字五本松 字平野207番地	弘前市斎場 弘前市大字常盤坂二丁 目20番地1	うばふところ 姥 懷 霊園 黒石市大字石名坂字姥 懷73番地1	やすらぎ聖苑 平川市新屋町田川204番 地1	板柳町斎場 板柳町大字柏木字鴨泊 172番地1
休 日	年中無休	第1日曜日 第3日曜日	年中無休	年中無休	年中無休
料 金	12歳以上 15,000円	10歳以上 10,000円	10歳以上 30,000円	12歳以上 30,000円	13歳以上 20,000円
その他	—	部屋代 4,200円	—	—	—

※詳しいことは、住民課住民係または常盤支所総務係にお問合せください。

☆お問合せ ○住民課住民係(内線2138、2139) ○常盤支所 ☎65-2111

『1日1円』で大きな安心 交通災害共済にご加入を

この制度は、万一交通事故にあわれた場合に、会員に対し見舞金が支給されるものです。現在加入されている方は3月末日で共済期間が終了しますので、引き続きご加入をお願いします。また、未加入の方は、この機会にご加入くださるよう、お知らせします。

☆共済期間 平成22年4月1日～平成23年3月31日
(途中加入の場合は、申込時から平成23年3月31日)

☆会 費 ○個 人：350円
○学童団体：300円 (年間・途中加入も同じ)

☆加入申込方法

- ◆団 体 加 入：各町内会長等へお申し込みください。
- ◆個 人 加 入：町役場総務課および常盤支所で随時受け付けています。
- ◆学童団体加入：各小・中学校、保育所(園)等にお申し込みください。
3月で卒業の方も一緒にお申し込みください。
(町外の小・中学校、保育所(園)に通っている方は、各小・中学校、保育所(園)等にご確認ください。)

☆申込加入票 それぞれの申込先に用意しています。

☆お問合せ ○総務課防災係(内線2207、2004) ○常盤支所 ☎65-2111

共済弔慰金・見舞金の額		
災害の程度	等級	金額
死亡した場合	1	1,000,000円
実治療日数 180日以上で	入院180日以上を含む	2 150,000円
	入院90日以上180日未済を含む	3 130,000円
実治療日数 90日以上 180日未済で	入院90日未済または入院なきものを含む	4 110,000円
	入院90日以上を含む	5 80,000円
実治療日数60日以上90日未済で	入院90日未済または入院なきものを含む	6 60,000円
	実治療日数30日以上60日未済で	7 45,000円
実治療日数10日以上30日未済で	8 35,000円	
実治療日数10日未済	9 25,000円	
	10 20,000円	

特別見舞金

交通事故がもとで2年以内に自動車損害賠償補法施行令別表第1級から第3級の後遺障害になった場合は、上記見舞金のほか50万円をお支払いします。

豊かな老後を送るために・・・ 農業者年金に加入しましょう

☆農業に従事する人は広く加入できます(加入条件)

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人(農地を持たない農業者や家族従事者も含む)であれば誰でも加入できます。

☆保険料の額は自由に選択できます

毎月の保険料は2万円を基本に、最高6万7千円まで千円単位でご自身のライフプランに合わせ自由に選択できます。また、一度選択した保険料の増額や減額の見直しもできます。

☆保険料に手厚い国庫補助(政策支援)があります

認定農業者で農業青色申告をしている等の一定要件を備えた意欲のある担い手の方に対し、月額2万円の基本保険料のうち1万円、6千円又は4千円が国から補助されます。
※この場合、保険料は2万円で固定されます。

☆保険料は所得税の社会保険料控除の対象となります

農業者年金の保険料は、全額所得税の社会保険料控除の対象となり、受け取る年金についても公的年金等控除の対象となります。
また、積み立てられた保険料を農業者年金基金で運用した場合の運用益も非課税です。(個人で運用した場合は課税されます。)

☆80歳までの保証が付いた終身年金です

年金は亡くなるまで受け取れます。もし仮に加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取るはずの年金の現在価値相当額を、死亡一時金として遺族の方が受け取れます。

☆任意による脱退は自由です

加入者はいつでも申し出をすることにより脱退することができます。またいつでも加入することもできます。
※加入できる期間は60歳になる前の月までです。
但し脱退した場合、脱退一時金は支給されません。納付した分については将来、農業者老齢年金として受給することとなります。

☆確定拠出型で長期に安定した制度です

将来の年金受給に必要な原資をあらかじめ自分で積み立て、運用実績により受給額が決まる確定拠出型年金です。加入者や受給者の数に影響されない安定した年金制度となっております。

※農業者年金の加入についてのお問合せは、町農業委員会やお近くのJA、および農業委員へお気軽にご相談ください。

☆お問合せ 町農業委員会(内線2145・2251)

身体障がい者等に係る自動車税・自動車取得税の減免について

身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育(愛護)手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方、または、その方と生計を一にする方等が、手帳の交付を受けている方の生業、病院、通学などのために自動車を利用している場合で、手帳の交付を受けている方の障がいの程度や自動車の使用状況などが一定の条件に該当するときには、申請により、自動車税・自動車取得税の減免を受けることができます。

詳しくは、下記までお問合せください。

☆お問合せ 中南地域県民局県税部 納税課 ☎32-1131

藤崎町農地賃借料情報

平成21年1月から12月までに締結(公告)された農地の賃借借における賃借料水準(10a当たり)は、下記のとおりとなっています。

①田(水稻)の部

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	
藤崎町全域	16,300円	18,000円	8,000円	97	
旧藤崎町全域	上田	16,900円	18,000円	10,000円	31
	中田	—	—	—	0
旧常盤村全域	上田	17,500円	18,000円	17,000円	35
	中田	14,300円	15,000円	8,000円	31

※上田は、用水路と排水路が区別されている地区の水田です。
※中田は、用水路と排水路が区別されていない地区の水田です。

②畑(普通畑)の部

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
藤崎町全域	10,000円	10,000円	10,000円	3

③畑(リンゴ)の部

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
藤崎町全域	7,700円	8,000円	6,200円	16

※1 データ数は、集計に用いた筆数です。
※2 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

☆お問合せ 町農業委員会(内線2145、2251)

わくわく講座のお知らせ

家庭血圧の正しい測り方をご存知ですか? 高血圧症の予防のため、家庭血圧の正しい測り方について学習したいと思います。
下記の日程で講座を開催しますので、お誘い合わせの上ご参加くださるようお知らせします。

☆日 時 3月3日(水) 午後1時～午後2時
☆場 所 常盤生涯学習文化会館 視聴覚室
☆テ ー マ 高血圧症の予防について ～家庭血圧の正しい測り方～
☆講 師 金子内科クリニック 院長 金子 宏彦氏
☆対 象 藤崎町民
☆申込締切 2月24日(水)

☆申込・お問合せ 福祉課健康係(内線2124)

第5回町民歩くスキーの集い

歩くスキーで健康づくり。初心者でもすぐに滑れます。

☆主 催 常盤歩くスキークラブ
☆日 時 2月21日(日) 午前10時～午前11時
☆場 所 常盤小学校グラウンド
☆参加費 無 料
☆その他 道具を借りたい方は2月20日(土)までに下記事務局へご連絡ください。

☆申込・お問合せ 常盤歩くスキークラブ事務局 加藤 ☎65-3830

「常盤地区家庭ごみの正しい出し方」について

毎年度常盤地区に配布している「常盤地区家庭ごみの正しい出し方」につきましては、内容が変わらないため来年度(平成22年度)は配布を行いません。今年度に配布したものを引き続き使用していただきますようお願いいたします。

☆お問合せ 住民課環境係(内線2137)